別　紙４

工事請負契約書

第1条　発注者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽工事

　業者　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は，八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の工事に関し，対等な立場でこの契約を締結し，信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は，次に掲げる工事に適用される。

　工事の場所　　八千代市

　工事の期間　　　　　年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日

　設置する浄化槽　　　　　　　　　　　　　処理性能

　　　　製造業者　　　　　　　　　　　　　ＢＯＤ　　　　　　　　㎎／ℓ以下

　　　　型　　式　　　　　　　　　　　　　総窒素濃度　　　　　　㎎／ℓ以下

　　　　人　　槽　　　　　　　　　人槽　　総りん濃度　　　　　　㎎／ℓ以下

　工事の請負代金及び支払方法

　　　金額　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税額　　　　　　円）

　　　支払方法　　　１現金　　２その他（　　　　　　　　　　　　）

第３条　乙は，この契約と添付の図面及び仕様書に基づき，前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし，甲は，引き渡しと引き換えにその請負代金の支払いを完了する。

第４条　乙は，この契約に係る工事を，浄化槽法第２９条第３項に従い浄化槽設備士　　　　　　　　　に実地で監督させ，又は自ら浄化槽設備士の資格を有して，工事を実地で監督しなければならない。

第５条　甲及び乙は，この契約によって生じる権利又は義務を，第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし，相手方の承諾を得た場合は，この限りではない。

第６条　乙は，この契約の履行について，工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。ただし，予め甲の書面により承諾を得た場合は，この限りではない。

第７条　乙は，浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲は，やむを得ない場合には，工事内容を変更し，又は工事着手を延期し，若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において，請負代金又は工期を変更する必要があるときは，甲乙協議して定めるものとする。

２　本条による変更，延期，又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き，甲が負担する。

第９条　乙は，乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，甲に対して，遅滞なく，その理由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合，その延長日数は，甲乙協議して定める。

第１０条　工事目的物の引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は，乙の負担とする。ただし，その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは，甲の負担とする。

第１１条　乙は，工事のため第三者に損害を及ぼしたときは，その損害の責を負う。ただし，甲の責に帰すべき事由による場合は，甲がその責を負うものとする。

第１２条　乙は，八千代市が定める八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱及び同補助金交付実施要領に基づき，所定の期間内に所定の書類及び写真を，甲に提出しなければならない。

第１３条　甲は，工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認めるときは，乙に対し，相当の期限を定めてその瑕疵の修理を請求することができる。

２　甲は，浄化槽法第７条の規定により，水質に関する検査を受け，その検査の結果，浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は，乙に対し，相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し，又は，補修に代わる損害賠償の請求をすることができる。

３　前項に定める請求は，浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合は，することができない。

第１４条　瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は，引き渡し後５年以内に行わなければならない。

第１５条　この契約に定めのない事項については，必要に応じて，甲乙協議の上定めることとする。

　以上契約の証として，本書２通を作成し，当事者記名捺印の上各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

　甲　発　注　者　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　印

　乙　浄化槽工事業者　所在地

　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　印

（浄化槽工事業登録番号：　　　　　　　　　）

又は届出番号：　　　　　　　　　）

別　紙６

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途　　　　 処理対象人員（人槽）　　 　人（　　　　人）

浄化槽協会登録番号（単・合）第　　　 号

浄化槽製造業者名

　 別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

　　　 　　　　　年　　　月　　　日

浄化槽工事業者所在地・名称・登録番号

登録・届　知事（　　－　　）第　　　号

担当浄化槽設備士氏名　交付番号

第　　　　　号

＜別表＞チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　　査　　項　　目 | チ　ェ　ッ　ク　の　ポ　イ　ン　ト | 欄 |
| 1. 流入管きょ及び放流管きょの勾配
 | 汚物や汚水の停滞がないか。 |  |
| 1. 放流先の状況
 | 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。 |  |
| 1. 誤接合等の有無
 | 生活排水が全て接続されているか。 |  |
| 雨水や工場廃水等が流入していないか。 |  |
| 1. 升の位置及び種類
 | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。 |  |
| 1. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ
 | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。 |  |
| 1. かさ上げの状況
 | バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。 |  |
| 1. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況
 | 保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 |  |
| 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 |  |
| コンクリートスラブが打たれているか。 |  |
| 1. 漏水の有無
 | 漏水が生じていないか。 |  |
| 1. 浄化槽本体の水平の状況
 | 水平が保たれているか。 |  |
| 10. 接触材等の変形、破損、固定の状況 | 嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況 | 各装置に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 空気の出方や水流に片寄りはないか。 |  |
| 12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況 | 消毒設備に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 薬剤筒は傾いていないか。 |  |
| 13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況 | ポンプますに変形や破損はないか。 |  |
| ポンプますに漏水のおそれはないか。 |  |
| ポンプが2台以上設置されているか。 |  |
| 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 |  |
| ポンプの固定が十分行われているか。 |  |
| ポンプの取りはずしが可能か。 |  |
| ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。 |  |
| 14. ブロワーの設置、稼働状況 | 防振対策がなされているか。 |  |
| 固定が十分行われているか。 |  |
| アースはなされているか。 |  |
| 漏電のおそれはないか。 |  |
| 保守点検契約　有　保守点検業者名　　　　　　　　　登　録　番　号　　　　　　　無放流先　　　 有　　　　　　　無　蒸発散 |

別　紙７

誓　約　書

　　　　年　　月　　日

（宛　先）八千代市長

住所

申請者　電話

氏名　　　　　　　　　　印

　浄化槽の設置にあたり，浄化槽法第１０条を遵守することを誓約します。

浄化槽法第１０条抜粋

（浄化槽管理者の義務）

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で

定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄

化槽の清掃をしなければならない。